

印紙税で よくある疑問

印紙に関することがらは、意外と身近かにあります。

国税庁のホームページでも、「印紙税の手引き」(平成17年10月)が掲載されています。

今回は、この中からポピュラーな事例を復習してみたいと思います。

Q 1 契約書に貼る印紙の判定

一通の請負契約書に甲工事210万円、乙工事315万円と記載されています。この契約書に貼る印紙はいくらになるでしょう。

A 1 この契約書には記載金額が二つあります。このケースでは記載金額の合計額525万円の第2号文書(請負に関する契約書)で判定しますので、1万円となります。なお、請負の場合は、1万円未満は、非課税となります。

Q 2 消費税が区分されている場合

消費税額等が区分して記載されている契約書や領収書はどのように判定されますか。

A 2 次のように記載された場合には、税抜金額が、記載金額となります。上記Q 1では総額判断となります。

- ① 請負金額840万円 税抜価格800万円
消費税額等40万円
- ② 請負金額840万円 うち消費税額等40万円
- ③ 請負金額800万円 消費税額等40万円
計840万円
- ④ 請負金額840万円 税抜価格800万円

上の①～④は、いずれも税込価格及び税抜価格が記載されていますので、その取引上課される消費税額が明白ですので、印紙税法上の記載金額は、800万円となります。

Q 3 仮領収書と印紙の関係

A 3 仮領収書であっても、それが金銭等の受取事実を証明するために作成されたものであれば、後に本領収書を作成するしないにかかわらず、金銭の受取書に該当し、印紙の貼付が必要となります。

ナマの税務相談室

Q 先生、今日は確定申告を反省して、当事務所では譲渡所得が例年に比しかなり多かったことを資として、先生に譲渡費用について、事務所員一同から質問ないし意見を……と思います。

A ウン、よいでしょう。譲渡所得については所得税基本通達33-7に殆ど集約されているが、O君が担当した件で立退料を安くすませたとして、甲家主が主張してきた弁護士費用をどう考えるか、立退料はともかく弁護士費用は？

Q Oですが、先生、この弁護士費用は譲渡価額を増加させるため、当該譲渡に際して支出した費用に該当するものとして考えたのですが…。

A ウン、よい着眼点だ。また、甲家主の意見もなかなか尤もだと私は思った。しかし、立退料30万円に比し弁護士費用200万円と

譲渡費用の 許容範囲

というのは疑問、この場合、弁護士先生は、その他の項目の報酬をプラスして請求する傾向がある。この例もその月の顧問料と別件の甲

家の家事費用がプラスされていた。結局100万円ということで決着。

Q 先生、通達に運搬費、登記登録に要する費用とありますが、引越代など運搬費ではないですか。

A 運搬費というのは余り例がないが、書画骨董が売れて買主にそれを運搬するといった例など。引越料は経費ではない。取用に際して引越料が移転経費として取用機関が支払うが、これは一時所得の経費です。登記、登録費用というのは売主が特約で登記料を負担するといった例の外、売却に際して物件が未登記の際の相続登記費用など、今度認められるようになったのは、周知のM先生の功績だ。

[参考] 所基通33-7 60-2

ナマの税務相談室